管理コード	提案事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事業名等号項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
110010	地域ブランド取得に係る商標登録取得団体の拡大	商標法第7条、第7条の2	団体商標の主体要件は、「一般社団法人その他の社団（法人格を有しないものの及び会社を除く）」または「事業協同組合その他特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く）」又はこれらに相当する外国の法人とされている。 地域団体商標の主体要件は、「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入に対する不当な制限その構成員が加入の際に付されたり、脱退に条件を付したりしてはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人とされている。	現行法で規定されている団体商標の登録について、一定の要件をみたしている場合には、観光協会による申請により、商標登録を可能とする。	事業概要 複数の企業からなる事業組合にかから、観光協会による商標登録を申請可能とし、地域ブランドの保護を図るものとする。 現在、観光協会において認定制度を実施し、ブランド保護を実施するが強制力がない。そのため、認定制度はにその地域ブランドをPRすることを主な目的とする観光協会による商標登録申請を可能とする。 提案理由 「佐世保バーガー」は、その人気により提伝商品が表れており、地域ブランドの品質が低下する恐れがある。そこで、本特例措置により、類似商品の防止、品質保持に繋がる。	C	－	団体商標及び地域団体商標は、いずれも事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用させる商標であり、商品又はサービスの出所が当該団体の構成員であることを明らかにするものである。 このため、登録される商標は団体が「その構成員に使用させる商標」であることが必要であり、商標の登録を受けたことが分る者にいうまでは、重ねて商品やサービスの提供等をする事業者を構成員に有する団体はあることが当然に必要という理由から、第7条第1項又は第7条の2第1項において、明示的に主体要件が規定されている。 さらに、地域団体商標の主体要件については、組合等の設立根拠法に構成員の加入の自由が定められていることが要求されている。これは、地域団体商標の対象となる商標は、当今地域における商品の生産者やサービスの提供事等が広（発用を図ずるものであり一事業者による独占的に事の理由から登録が認められなかったものであることから、当該商標の使用を欲する事業者が団体の構成員となって使用をするまが可能な限り幅げられないように指置されたものである。 これらの主体要件は、団体商標制度や地域団体商標制度の本来的性格に起因するものであるから、これらの要件を変更・緩和等することは適当ではない。	地域団体商標の主体要件については、組合等の設立根拠法に構成員の加入の自由が定められていることが要求されているが、それを理由として、設立根拠法に定めのない地の法人を排除する理由如何、設立で構成員の加入の自由が定められ且つ事として商品の生産やサービスの提供事等をする事業者を構成員に有する団体である場合は地域団体商標の主体要件として認められる。 ●（財）佐世保観光CV協会への加入・脱退については、組合等の設立根拠法に構成員の加入の自由が定められていることが要求されているが、それを理由として、設立根拠法に定めのない地の法人を排除する理由如何、設立で構成員の加入の自由が定められ且つ事として商品の生産やサービスの提供事等をする事業者を構成員に有する団体である場合は地域団体商標の主体要件として認められる。 ●商標ブランドの低下について（財）佐世保観光CV協会では他偽、勉強会を開催している。しかしながら、地域では「佐世保バーガー」のブランドの低下や各店舗への影響が不明確である。 ●商標登録の問題や後世保バーガーの商品の問題が発生している。 ●本用観光のイメージ低下を防止並びに品質保護のため、事業者側ではCVが不在に例として地域ブランドの取得を必要と認識している。	C	－	地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、本来、地域における商品の生産者や役務の提供事等が広く使用を欲するものであり、一事業者による独占に適さない等の理由から、全国的に著名となったものを除き登録が認められないが、商標法第二条第一項各号、平成一七年の法改正により、このような商標が、一定の要件のもとに地域団体商標として登録できることとなったが、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標が、本来、地域の生産者等が広く使用を欲するものであるという性質に鑑み、登録を認めるにあたっては、商標の使用を欲する事業者が当該商標を使用することができる状態を確保しておく必要がある。 そこで、地域団体商標の権利主体は、団体の構成員資格を有する者の団体への加入の自由が法律上担保される法人であることを求めており、設立根拠法において構成員資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨の規定が置かれていることが必要不可欠である。 また、定款等で加入の自由を定めた場合、加入の自由を担保することができなくなるような場合は何か回答されたい。 また、定款等で加入の自由を定めた場合、加入の自由を担保することができなくなるような場合は何か回答されたい。	佐世保バーガー認定制度では、佐世保バーガー認定審査会から第三者機関を設け、認定基準・審査を検討している。 ●組合等で商標を取得する場合でも、組合で一定の基準を定めた場合、組合の加入の自由が担保されるため、認証に準拠が生じているのではないか。	C	－	現在同様の目的を持って設立された地域団体が存在する場合、法的要件を満たす目的のみで要なる団体を設立させる必要性を求めるのは合理性の観点から如何か。 また、定款等で加入の自由を定めた場合、加入の自由を担保することができなくなるような場合は何か回答されたい。	佐世保観光CV協会への加入・脱退については、禁助会員規程に定められている。 「禁助会員とは、本協会への本事業参加並びに情報提供を受けることができる。」 ●現在実施している佐世保バーガー認定制度では、佐世保バーガー認定審査会から第三者機関を設け、認定基準・審査を検討している。 ●組合等で商標を取得する場合でも、組合で一定の基準を定めた場合、組合の加入の自由が担保されるため、認証に準拠が生じているのではないか。	C	－	開指摘のとおり、組合以外にも、業として商品の生産やサービスの提供等をする事業者を構成員に有し、既に同様の目的を持って設立された法人等団体を地域団体商標の権利主体とすることに一定の合理性はあると考えます。しかし、「設立根拠法に構成員の加入の自由が定められている」という法的要件を満たしていない団体を地域団体商標の権利主体として認めた場合、団体の恣意的な理由により不当に商標の使用を欲げられる可能性があります。そもそも、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、本来、地域の生産者等が広く使用を欲するものであることから、団体の恣意的な理由により新規参入が出来なくなることは、商標を使用しようとする新たな事業者にとって多大な不利益が生じると考えられます。したがって、不当な排除による不利益を勘案すると、合理性の観点からも法的要件を満たす必要があります。 また、定款等により加入の自由を定めたとしても、団体等が定款等に基して不当に新規参入者の加入を拒んだ場合の罰則等が法的に指定されているわけではないため、商標の一事業者による独占を可能の限り排除するための制度設定を通常するという観点からも、加入の自由が担保されたとは言えずなく。 他方で、商標の使用基準、商品の品質基準等を団体が定めることは、商標の信用の維持を図り、地域ブランドの価値を高めていくために、当然必要な措置であると考えられ、現在団体がその構成員に課している要件上のものを、新規参入者に求めるわけではないことから、上記加入の自由を担保したことと矛盾するものではないものと考えております。		1010100	佐世保市	長崎県	経済産業省
110020	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者（容器・包装の利用・製造事業者）が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を自治体に委託している。再商品化費用を支払っている。 ・容器包装リサイクルの対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、紙ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容 ・容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 ・収集後、選別施設で他素材のものを除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 （再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。） 提案理由 ・本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した（年間約3万トン）。 ・リサイクルの成果としてプラスチックこみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO_2排出量も1/4に減少した。 ・CO_2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 ・そのため、すでにカセットシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 ・このことにより ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック（クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケース等）を「プラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 ・市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクルルート」を活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置 ・容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	①合理的方法による容器包装以外のプラスチック群分について は、協会が最寄業施しているが、ベール品質調査を活用すれば並可能である。 ②家庭系プラスチックの多くがPEとPPであり、「材料リサイクルの取扱が困難とはいえない。 「分別等」への熱量」中入の提案であり、「分別度調の考慮化」につながるものではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目について導入することを前提としたものではない。 ⑤も7～歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。	右提案主体の意見を踏まえ検討の方法説明されたい。	C	I	①容器包装以外のプラスチックの群分の要出について 現在に、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）では、市町村から容リ協会に引き渡されるプラスチック製容器包装ベールについてその品質の調査（以下「ベール品質調査」という。）を行っているこであるが、このベール品質調査は、市町村から引き渡されるベールが容器包装リサイクル法・引き渡す事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものか、容リ協会が定めの「引き取り品質ガイドライン」に基づき調査するものであり、原則年に1回しか行われ社会の機関を通じ義務は容器包装の実定には、ベール品質調査の結果は使用していないことなどに鑑みても、これをもって直ちに特定事業者に市の負担部分を決定するための指定として利用することは適切とは言えない。 仮に調査頻度を増やして負担部分の算定に用いる場合であっても、特定事業者の再商品化義務の算定が容器包装リサイクル法1条～13条に基づく義務であっているは、ベール品質調査が特定事業者の義務履行を決定することになるとから、単なる運用ではなく法の規制をもって行うことが必要になる。 ①リサイクルの高度化について 1次回答において述べた通り、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討合同会合（以下「合同会合」）平成18年2月」において、「現在特定事業者が負う再商品化義務量の算定には、ベール品質調査の結果は使用していないことなどに鑑みても、これをもって直ちに特定事業者に市の負担部分を決定するための指定として利用することは適切とは言えない。 ②プラスチックの熱量（中入）の提案であり、「分別度調の考慮化」につながるものではない。 本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目について導入することを前提としたものではない。 ⑤も7～歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。	本提案の実現に向け、右記提案主体からの意見について、各論点ごとに再度検討し、回答されたい。	D	－	貴市が、容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックを区別した状態で、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）に引き渡し、から事業物の取得を委託する契約を、容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、排げられていない。実際に契約を結んで実行すること自ちたっては、課題がなくないと考えられるが、周難な点について、実務上容リ協会が対応可能かお伺から点が、容リ協会と交渉しやすいと思う。 なお、今回の貴市からの一連の御提案については、国としても、容リ協会に対し、誠実に応達することとする。 また、その他の御要見等については、必要に応じて今後個別の相談に応じたい。		1025010	名古屋市	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
110030	温室効果ガス 広範な国内排出権取引の実施	－	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。	国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障害の発生を避けるため、自主参加型にて行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。	京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を採用する。 排出量取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。 提案理由 京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIは排出量二酸化炭素排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上国への押し付けにしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、且つ堅牢な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。 代替的措置 未来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てがあされるべきものではあるが、シカゴ先物取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト・目標の設定と削減時の取引といった、緩やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又制度の普及という点において大きな措置として講ずることができようというものである。	E	－	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。 なお、現在、地球温暖化対策推進本部決定等に基づき、平成20年10月21日から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始したところ。			E	－								温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1052001 0	稚枝医療法人 桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	経済産業省 環境省
110040	温室効果ガス排出権取引所の開設	－	現行法令上いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区内において行う。併せて取引材料の特権化を図み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつなげる。	排出権特区において、世界的に通用する気候（排出権）取引所の設立を企図するものである。特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区における認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を指定的CO_2量をベースとして、これを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものと考える。 提案理由 諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。厳格な第三者による認証と、事業上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものであると考える。 代替的措置 取引所開設にかかる出資金の取扱に関し、「現物出資」として埋蔵CO_2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を図み、当初開設段階においては、CO_2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的（5～10年内）には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を伸せて行なうものとする。	E	－	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。 なお、金融商品取引所が京都クレジットまたこれに類似するものの取引に関する市場を開設することについては、本年8月の改正金融商品取引法（本年12月12日施行）により可能となっている。			E	－								温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1052020	稚枝医療法人 桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	金融庁 経済産業省 環境省